

## 1

## わが国における「けんしん」とその法律

## A 予防医療における「一次～三次予防」

健康な国民が多く暮らし、労働したり学んだりすることで国家は健全かつ安定的に運営される。ゆえに日本国民の生命を疾病や怪我から守り、健康を保持、増進させるための取り組みは、警察や消防、国防などと並び立つ、国家が行うべき安全保障の根幹と言える。

健康寿命を延伸し、生活の質を高めていくために、国は予防について一次から三次予防の3段階に分けて設定している。

現在本邦において広く、地域や職域または学校などで行われている検診や健診は、疾病の早期発見と早期治療を目的とした二次予防で、国は「疾病の重症化予防」としている。一方、食事に気を付けたり、定期的に適度な運動をして、疾病から遠ざかるために行う予防は一次予防であり、「疾病の発生活予防」と位置づけられる。さらに一度疾病や怪我に陥った人を、リハビリテーションなどで社会復帰させ、再発防止に努める取り組みは三次予防とよばれる（表1）。また近年では、遺伝子診断などにより個人に発生する可能性が高い疾病を予見し、がんなどの生命を脅かす病気に対して、手術などで標的臓器を除去する「先制医療」を施す、「ゼロ次予防」という言葉も存在

表1 予防医療の区分

一次予防	健康増進, アンチエイジング 疾病の発生予防
二次予防	早期発見, 早期治療 疾病の重症化予防
三次予防	リハビリテーション, 再発予防

する。

わが国は2040年ころまで、人口減少と少子高齢化が深刻化していくことが明らかとなっている。人口は国力に直結する因子であり、高齢者が増加しても医療費を使わず、元気で生産する人達が多く励めば、国家が安定的に運営され続ける下支えとなる。そのための一から三次予防であり、適切な実施が求められるのである<sup>1,2)</sup>。

## B けんしんとは

### 1. 日本人とけんしん

日本は世界でも最も盛んに検診や健診（以下、両者で「けんしん」）が行われている国である。人の身体を様々な計測・検査し、評価を与える「けんしん」は、その全てが法律に裏打ちされている。そして日本国民は、各年代ごとに必ず何らかのけんしんの対象者となっている。

日本国憲法に定められた日本人の3大義務とは、教育（26条2項）、勤労（27条1項）、納税（30条）である。例えば、「勤労」を定める労働安全衛生法（労安衛法）では、66条5項に「労働者は、前各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない」と記されている。また「教育」の現場を司る学校保健安全法は、その第2章、第3節の中で就学者と職員に健康診断を受けさせる義務が記載され、さらに「学校保健安全法施行規則」では検査項目や時期、やり方が細かく示されている。すなわち日本人は、国民としての義務を果たすために「けんしん」を受けなければならないのである。

近年は全ての医療行為にエビデンスが求められ、「けんしん」も根拠をもって実施の適否や対象年齢、項目が設定されるべきと考えられる。しかしエビデンスが重視される以前から法律に明記されて実施され続け、大集団における異常者やその予備群を発見してきた経緯があり、もはや前向き研究でエビデンスを確認することは不可能と考えられる。一方、米国のヘルシーピープルのように、受けることで特定の疾患の有病率が低下するなどの追跡調査は必要であり、項目や実施形態も技術の進歩に伴って見直されることが必要であろう<sup>1)</sup>。

## 2. 健診と検診

国民の健康度を様々に審査し、問題がある場合に早期に介入する「けんしん」について、現在「健診」と「検診」の用語が用いられている。

### a. 健診とは

健やかを書く健診は、「健康診断」の略で「健康であることの確認」と説明されている。「必ずしも疾患の存否を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握しようとする行いであり、その値に応じて将来の疾患のリスクを階層化、つまり疾患の有無だけでなく、そのリスクの高低で階層化して、レベルに応じた保健指導を行うことにより行動変容を促しリスクの低下を目指す」と定められている。この健診の代表は、特定健康診査（通称メタボ健診）と人間ドック健診（後述）と言える。

### b. 検診とは

一方、木へんを用いる検診は、「検査・診断」の略で、「特定の疾患を発見する目的で行われるもの」と説明されている。疾患の存否を確認するために行われる検査や検査群であり、結果が「陽性」であった場合には、再検査や精密検査が行われる。一方、陰性であった者にも、必要に応じて次の検診までの間、経過観察が行われる。行政が行う健康診査には予算確保上の根拠、すなわち明確な必要性と目標が求められ、メタボ健診を除いた全てのけんしんがこの検診を用いているのである。代表は「がん検診」であるが、対策型と任意型にわけられ、検診ではあるが後述するように厳密には健診の範疇となるものもある。

### c. 両者の中間に位置する検査

検査群としては検診か健診であっても、結果的に双方の意味合いを持つ項目が存在する。例えば特定健康診査における血圧検査は、元々の意義は糖尿病発症リスクの階層化に用いられる意味で「健診」であるが、同時に単独では高血圧症の診断根拠となり脳血管疾患の発症リスク評価を行う意味からは、「検診」の要素も併せ持つこととなる。

### 3. 対策型検診と任意型検診

がん検診は、「対策型」と「任意型」の2区分が存在する。

#### a. 対策型（がん）検診

ある集団全体の死亡率を下げるために行われるもので、市区町村が住民検診として健康増進法に基づいた健康増進事業で行っている。公共的な予防対策として行われ、公的な補助金が出るため無料か自己負担は少額となる。一方、がんの種類ごとに1種類の検査のために医療機関を訪れなければならない場合も発生し効率性が時に問題となる。

#### b. 任意型（がん）検診

個人が自分の死亡リスクを下げるために受けるもので、人間ドック健診がその代表である。人間ドック健診とは、健康保険法によって行われるもので、日本総合健診医学会、日本人間ドック学会、日本病院会、全日本病院協会、健康保険組合連合会（健保連）が健診団体協議会を形成してそのあり方を定めている。所属する健康保険組合や共済組合、あるいは自治体から補助金が出ることが多いが、その金額には差異があり、集団検診に比べて自己負担は大きい。しかしながら、がんだけでなく生活習慣病もカバーされており、1回の受診で日本人の死亡順位ランク上位の多くの疾病に対する検査が行える。法定のメタボ健診や労安衛法に基づく健診項目も網羅されているため、結果表の提出により職域健診が免除になる場合も多い。

このように、公共的サービスとして特定のがんを発見するために行われる「対策型検診」は「検診」であるが、個人が自分の死亡リスクを下げるために受ける「任意型」の「がん検診」は、行動上は「健診」である<sup>3)</sup>。

## C けんしんに関わる法律

### 1. わが国の保健事業

わが国におけるけんしん、すなわち健康を様々な審査する保健事業は、大きく母子保健、学校保健、産業保健、地域保健の4種類に分けられる。国民の生涯における全てのライフステージにおいて、早期発見・早期治療を目的とする二次予防の手段として用意され実施されてきた。以下、成人に対して